

みんなで担う公共と協働のまち

私たちが目指すまち

「みんなで担う公共と協働のまち」

1. 趣旨

この分科会では「協働・分権・行財政改革」について検討しました。まず現状を把握し、「私たちの目指す八王子の姿は何か」を分析し、その実現に必要な課題を設定して解決のための具体的な提案を提示しました。その過程においては、統計や資料、アンケート調査を分析して検討し、「中間のまとめ」に対する市民意見、市議会や他の分科会との意見交換などを参考にして議論を深く掘り下げてまいりました。そのような中でみえてきたことは、「人は人とのつながりの中で共感しながら生きていきたい」、「人と人が信頼の絆でつながることで安心感が生まれ、幸福感を得られる」、「一人ひとりの力は小さくても、各自ができることを結びつけることで共助の輪を広げ、支え合い、絆がつながり、その共助の精神が活気のあるまちづくりの基本である」ということです。

これは行政運営についても同様であり、決して行政への「おまかせ」や「批判」で良い市政が実現するものではなく、私たち市民が「提案」し、「担って」、「応援」していくことがこれからの八王子をより良いまちにするために必要なのです。

そこで、私たち市民、町会・自治会、NPO等市民活動団体、大学や企業などは行政とともに「新しい公共」を担う一員であることを意識するために、分科会の名称も「みんなで担う公共と協働」としました。町会・自治会をはじめ地域の各団体や市民をつなぐしくみ、人材の育成、市と市民の情報共有のあり方、市民との協働による新たな財源の発見など、みんなで担う「新しい公共」の実現を目指すことを提案します。

「みんなで担う公共と協働」のイメージ



2. 現状

国内外の経済・社会状況の混迷、また東日本大震災の影響もあり、漠然とした将来に対する不安は私たちに閉塞感をもたらしています。これまで「ゆめおりプラン」に基づいて市民の思いがまちづくりに活かされる「協働のまち」を目指してきた八王子市ですが、そう実感している市民は少ないと思います。町会・自治会の加入率は年々低下し、活動が期待されているNPO等市民活動団体も組織力や財政面、相互の連携はまだ十分ではありません。一方で公共サービスへのニーズの多様化により、従来の行政だけでは担えない柔軟な対応や機動性が必要とされるものが多くなり、市民、町会・自治会、NPO等市民活動団体、大学や企業等多様な主体が担い手として公共を支える必要性が増してきています。

また、地方分権の推進は、より市民に身近な市が行政サービスを実現するうえで不可欠と思われませんが、地方分権に対する市民の関心はいまだ低いといわざるをえません。

協働には不可欠な、市からの情報発信も私たち市民の目からは一方通行のようにみえます。そして、さまざまな立場、状況にある市民が公共に参画する方法が限られていると感じます。

3. あるべき姿

多様な価値観を持つ個人や団体、地域のニーズに対応したまちづくりを進めるためには、市民自らが課題解決に向けて行政と一緒に行動することが必要ではないでしょうか。私たち市民も当事者として、お互いを気遣いながら支え合い、自分たちが社会を担う主体であるという意識をもって活気のあるまちづくりを進めている姿こそ八王子のあるべき姿です。

- (1) 市民が「幸せ」と感じるためには、何を優先すべきかを常に考え行政運営をおこなう、幸福度ナンバーワンのまち
- (2) 市民がさまざまな方法によりまちづくりに参画することができ、市民活動に対する支援が十分整っている。また、多様な主体が公共の担い手になっているまち
- (3) 健全な財政を持続して、地方分権にも対応可能な組織力をもっているまち
- (4) まちづくりに関わるさまざまな担い手が情報を共有し、決定事項のお知らせだけでなく直面している課題や解決プロセス等も発信されているまち

4. 解決すべき課題

- (1) 幸福度調査を実施し、幸福度ナンバーワンを目指したまちづくりの推進
- (2) みんなで担う協働と住民自治によるまちづくりの推進
- (3) 市民の視点に立った地方分権の推進
- (4) 歳入の確保とムダな歳出の削減による健全財政の実現
- (5) 「みんなで担う公共」の考え方に基づく自治体行政運営の推進
- (6) まちづくりに関する情報発信・情報共有の推進
- (7) 市民への行政サービスの向上とそのための電子自治体の推進

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-1

1 提言件名(内容)		2 担当分科会		3 達成時期			
幸福度ナンバーワンを目指したまちづくりの推進		みんなで担う公共と協働		平成30年度まで			
4 現状	No	(1)提案事項		(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題
		<p>(1)世界的な経済不況の影響を受け、日本の経済は長期間に渡り低迷している。さらに、今年3月に発生した東日本大震災は、日本の国土のみならず、人々の心にも大きな爪あとを残した。漠然とした将来に対する不安は、日本社会全体に大きな閉塞感をもたらしている。</p> <p>(2)そのような社会情勢の中で、GNH(国民総幸福量)という新しい指標が注目を浴びている。南アジアのブータン王国の前国王が提唱した新しい指標で、GNP(国民総生産)などの経済的な指標とは異なり、物質的豊かさだけでなく精神的な豊かさも尺度に入れた指標である。</p> <p>(3)現在、日本の内閣府や一部の自治体をはじめとして、さまざまな国や国際機関でも類似の主観的幸福度を指標に取り入れた調査がおこなわれている。</p>	1	<p>【幸福度調査のための研究機関の設置】 幸福度の調査・検証などをおこなうため、市民、学識研究者、市職員による専門の研究機関を設置する。</p>	市	最優先	平成27年度まで
5 あるべき姿	2	<p>【幸福度調査の実施と分析・検証】 全年齢層の市民を対象とした幸福度とその要因に関する調査を定期的実施し、市全体および地域ごとに幸福度の分析をおこない、優先すべき課題を提示する。さらに、市が実施した施策が幸福度に及ぼした影響について検証する。</p>	市	優先	平成30年度まで (平成27年度までに着手する)	提示した課題が市だけでは解決困難な場合、どのように対応するかが課題となる ・何らかの施策が実施された前後での幸福度の変化を検証する必要がある	
	3	<p>【幸福度向上に向けた意見募集】 「幸福度調査の分析・検証結果」に基づき、市と市民との意見交換会を開催する。また、市民を対象として、幸福度向上に向けた意見募集をおこなう。</p>	市 市民	優先	平成30年度まで	最終的には、市民会議のように市民の意見を施策に反映させるしくみをつくる必要がある	
6 解決すべき課題	<p>(1)幸せのかたちは、市民一人ひとりさまざまである。市民全体の幸福度の内容を明確にするために、幸せのかたちを類型化するには膨大な作業が必要であると予想される。</p> <p>(2)また、客観的な数値に表すことが困難な精神的な豊かさを、どのような指標で表すか検討する必要がある。</p>						
8 備考(関連する他分科会の項目等)							

7 課題解決のための具体的提案

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-2

1 提言件名(内容)		2 担当分科会		3 達成時期			
自立した協働のまちづくりの推進		みんなで担う公共と協働			平成34年度まで		
4 現状	7 課題解決のための具体的提案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題
		<p>(1)町会・自治会は、市民の地域活動の中心的な存在であるが、年々加入率が低下しており、活動主体の高齢化も進んでいる。 【参考】 町会・自治会加入率 平成21年度 64.76% 平成22年度 64.18%</p> <p>(2)多くのNPO等市民活動団体は、財政力や組織力などが不十分な状態であり、自前の事務所を持つことができないている。 (3)市民活動団体相互間や、市民活動団体と町会・自治会との連携が少ない。さらに、多様な団体間の連携を促進する交流の場が不十分である。</p>	1	<p>【市民活動・市民協働都市宣言の採択】 町会・自治会やさまざまな市民活動団体と市の協働を進めていく強い決意と覚悟を「宣言」という形で市の内外に示す。</p>	市	最優先	平成27年度まで
5 あるべき姿	7 課題解決のための具体的提案	2	<p>【イベントの企画による情報発信】 町会・自治会、市民活動団体などと連携して、活動の場となるイベントを企画し、幅広い年齢層が地域活動に参加する機会をつくるとともに、情報発信をおこなう。</p>	市 町会・自治会 市民活動団体	最優先	平成27年度まで	地域活動に関心が高くない世代にどうやって関心をもってもらうか
		3	<p>【各種講座による人材育成支援】 地域で活動するさまざまな団体の人材育成を支援するための、各種講座(パソコン操作・会計の基礎・団体の運営方法など)を充実させる。</p>	市	最優先	平成27年度まで	
		4	<p>【市民活動支援センターの機能拡充】 地域活動への参加や市民活動を支援する市民活動支援センターのスペース、スタッフなどを充実させ、コンサルタント機能等をさらに拡充する。あわせて、中央地域以外にも活動支援拠点を整備する。</p>	市	最優先	平成27年度まで	
5 あるべき姿	7 課題解決のための具体的提案	5	<p>【コーディネーター職員の設置】 市と地域で活動する団体等との多様な連携(市・団体間、団体相互間、団体・企業間等)を構築するため、市職員をコーディネーターとして、市と地域で活動する団体等との関係を強化する。</p>	市 地域で活動する団体等	優先	平成30年度まで	
		6	<p>【「新しい公共」の担い手育成組織の設置】 7 - No.5で提案したコーディネーターを務める市職員、市民活動をおこなっている組織のメンバーおよび市民活動を始めようと思っている市民を対象とし、担い手として育成するための研修を総合的に担当する組織を市に設置する。この組織は、「新しい公共」を担うための短期的な視点と長期的な視点をもって市職員と市民および市民活動団体メンバーを育成する。 「新しい公共」：公共サービスを市民自身やNPO等多様な担い手が主体となり提供する社会</p>	市	優先	平成30年度まで	

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-2

1 提言件名(内容)		2 担当分科会		3 達成時期				
自立した協働のまちづくりの推進		みんなで担う公共と協働		平成34年度まで				
6 解決すべき課題	(1)協働に対する市民の関心を高めるために、地域活動等を始めるきっかけづくりを増やす必要がある。 (2)地域のさまざまな団体が協力しあえるよう、窓口としての市民活動支援センターの機能の拡充(施設面、人材面など)や、拡充に向けた市の積極的な取組みが必要である。 (3)市は、町会・自治会、市民活動団体、企業や大学などの連携への関与を強化する必要がある。	7 課題解決のための具体的提案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題
			7	【'新しい公共'の担い手育成組織の設置】 市民活動への参加促進策を7 - No.6で提案した研修を総合的に担当する組織において、総合的・有機的に企画立案する。さらにシニア層が市民活動を始めようとする際のヘルプデスクや案内・相談窓口、各種講座なども連携を高め実効性を強化する。	市	優先	平成30年度まで	
			8	【各団体との意見交換会の実施】 協働のまちづくりに関する施策を対象に、町会・自治会、市民活動団体等から、定期的に評価・提案を受ける意見交換会を実施する。	市 町会・自治会 市民活動団体等	最優先	平成27年度まで	
			9	【NPO等市民活動団体の共同事務所設置支援】 財政基盤が弱いために事務所をもつことができないNPO等市民活動団体に対して、商店街の空き物件などを利用し、賃貸契約の仲介や団体立ち上げ時の賃料補助などの自立支援をおこなう。	市	最優先	平成27年度まで	
			10	【大学との連携強化】 市民活動団体への学生のインターンシップや、市民活動や地域の行事などへの学生の参加を充実させるために、市内21大学と協定を締結する。さらに学生と市民活動団体を結びつけるコーディネート機能を市民活動支援センターの機能に追加する。	市 大学 市民活動団体	段階的实施	平成34年度まで	市内大学との連携強化が課題
			11	【ボランティア活動への参加促進制度の創設】 ボランティア活動に参加した人に対して、その実績に応じて、公共施設等の使用料に代えられる制度の研究を進める。	市	優先	平成30年度まで	ボランティア活動回数や活動時間を正確に、かつ、統一的に集計するしくみをつくる必要がある
8 備考(関連する他分科会の項目等)								

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号	1-3
-------	-----

1 提言件名(内容)		住民自治によるまちづくりの推進		2 担当分科会		みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成34年度まで	
4 現 状	<p>(1)ゆめおりプランでは、市民の思いがまちづくりに活かされる協働のまちを目指してきたが、市政世論調査に基づくゆめおりプランの指標の実績値では、「市民協働を進めているまちである」と感じる市民の割合は、平成24年度の目標値75%に対し、平成22年度27.1%と目標値を大きく下回っている。</p> <p>(2)一方、市民の地域活動への参加に対する意識は高くない。「『新基本構想・基本計画』策定に向けたアンケート調査」(平成23年1月実施)によると、「市民が積極的に日ごろの地域活動に関わっていると思いますか」という問いに対して、「そう思う」「ややそう思う」の合計が15.4%であるのに対し、「あまり思わない」「そう思わない」の合計は39.4%となっている。</p> <p>(3)『市民参加条例』の制定など、市民参加を推進する環境の整備は進んでいるが、市民の認知度は高くないと思われる。</p> <p>(4)ゆめおりプランでは、市域を6地域に区分しているが、各地域を束ねるような体制がとられていない。</p>	7 課 題 解 決 の た め の 具 体 的 提 案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題			
			1	<p>【(仮称)地域内委員会の設置】</p> <p>・町会・自治会を含む、地域で活動する団体が参加する「(仮称)地域内委員会」の創設により、広い視点から地域ニーズを集約できるしくみをつくる。</p> <p>また、地域の課題調整のため、同委員会には専属の市職員を配属する。</p> <p>・同委員会の役割としては、地域の課題を共有するため、地域が対応を考えなければならないテーマを地域事務所内に掲示するなどし、地域住民に周知していく。</p>	市 町会・自治会 地域で活動する団体	最優先	平成27年度まで	地域の実情や特性などに応じて「(仮称)地域内委員会」の規模や単位、参加者をどのようにするか、検討する必要がある			
			2	<p>【各地域への活動支援拠点の設置】</p> <p>町会・自治会や市民活動団体が自主的に活動できる場としての活動支援拠点を各地域に設置する。</p>	市	段階的实施	平成34年度まで				
			3	<p>【市民からの意見集約機会の増加】</p> <p>タウンミーティングなどの地域イベントを拡充し、市民の生の声を聴く機会を増やす。</p>	市	最優先	平成27年度まで				
			4	<p>【情報発信の充実】</p> <p>地域活動に関する市民意識を向上させるため、地域ごとの情報が得られるホームページを作成する。特に、子育て世代、大学生、外国人への情報発信を充実させる。</p>	市	最優先	平成27年度まで				
5 あ る べき 姿	<p>(1)計画や施策などの策定過程をはじめ、まちづくりのあらゆる場面において、市民が積極的に参加している。</p> <p>(2)市民の要望を的確に把握し、施策の優先順位を決定している。</p> <p>(3)町会・自治会をはじめ、地域で活動するさまざまな団体の意見を積極的に取り入れている。</p> <p>(4)地域活動に参加する時間を十分に確保できない若い世代や、言葉の壁がある外国人などの意見を集約する機会が十分設けられている。</p> <p>(5)市民が主体的に対応できる地域の課題については、できるかぎり地域に解決を任せられている。</p> <p>(6)各地域それぞれの実情を把握し、課題が分かる専門家が活躍している。</p>		5	<p>【市の計画の評価段階への各団体の参加促進】</p> <p>市の各計画について、策定段階だけではなく、計画の評価段階にも町会・自治会や地域で活動する団体等が参加できるしくみをつくる。</p>	市 町会・自治会 地域で活動する団体	最優先	平成27年度まで				

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号	1-3
-------	-----

1 提言件名(内容)		住民自治によるまちづくりの推進		2 担当分科会			みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成34年度まで	
6 解決すべき課題	(1)従来からのアンケート調査の手法では、地域活動に対する市民意識の実態把握に限界があることから、多角的な調査手法を取り入れる必要がある。 (2)市行政に関する情報提供を充実するとともに、まちづくりに関する課題を市民に十分に理解してもらう必要がある。 (3)学生や外国人などの地域への帰属意識を高める必要がある。 (4)地域の課題やさまざまな行政施策の調整等も含めた担当者を設置することが必要である。	7 課題解決のための具体的提案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題				
			6	【地域行事への支援体制の確立】 地域が実施したい行事を、町会・自治会、NPO等市民活動団体が自立して主催できるように、場の提供などにより、支援する体制を確立する。	市	優先	平成30年度まで					
			7	【地域住民の交流の場の設置】 コミュニティの活性化や住民同士の交流をはかり、協働の種をまくために、集会所などを利用してコミュニティ・カフェ等の子どもから大人・高齢者までが集える場所をつくる。	市 市民 町会・自治会 市民活動団体等	段階的实施	平成34年度まで					
8 備考(関連する他分科会の項目等)												

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-4

1 提言件名(内容)		NPO法人等市民活動団体の財政面に対する支援の充実		2 担当分科会		みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成30年度まで	
4 現 状	(1)市民活動団体は、特定の課題の解決をはかるため、目的意識をもつ市民の協力により組織されているが、多くの団体は財政力が不十分な状態である。 (2)NPO法人を税制面から支援するための「特定非営利活動促進法」の改正がおこなわれた。「新しい公共」政策の柱として、行政や企業では担えない柔軟な対応や機動性が必要とされる多くの分野での活動がNPO法人に期待されている。 (3)寄附金の少ない小規模NPO法人にとっては、認定NPO法人 となるための要件のひとつであるPST(パブリック・サポート・テスト)をクリアすることは難しい。 (4)認定NPO法人に認定されると、その認定NPO法人に個人が寄附した場合に所得税の計算上の寄附金控除の対象となるなど、税制上の優遇措置がある。 認定NPO法人:NPO法人に寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援することを目的とする認定NPO法人制度に基づいて、国税庁長官が認定したNPO法人 PST:認定NPO法人になるための要件のひとつ。経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が一定基準以上であること。	7 課 題 解 決 の た め の 具 体 的 提 案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題			
			1	【市民ファンドの設立】 NPO法人等市民活動団体の公益事業促進のため、NPO法人等市民活動団体に対する財政面をサポートする制度として 市民ファンドを設立し、財政支援の拡充をはかる。	市	優先	平成30年度まで				
			2	【条例整備によるNPO法人への寄附の促進】 NPO法人への寄附が促進されるよう、条例指定NPO法人に関する条例を速やかに整備し、その指定基準を公表する。	市	優先	平成30年度まで				
			3	【寄附金税制に関する相談体制の拡充】 NPO法人へ寄附をする側、寄附を受ける側双方を対象にした、税制や制度全般についての相談体制を拡充する。	市	優先	平成30年度まで				
			4	【寄附文化についての周知の実施】 NPO法人と市が連携して、それらの団体の活動に対する理解を深めることで、寄附などによる支援のきっかけづくりとする。	市 NPO法人	優先	平成30年度まで				
			5	【補助金制度による財政面の支援】 市民企画事業補助金制度をはじめ、NPO法人等市民活動団体の財政面を支援するしくみを拡充する。	市	最優先	平成27年度まで				
6 解 決 す べ き 課 題	(1)NPO法人等市民活動団体に対する財政面をサポートするしくみをつくり、公益事業を担えるような主体として支援する必要がある。 (2)市民等がNPO法人に寄附する場合には、住民税の税額控除を受けるためには、寄附先のNPO法人が市の条例による指定団体となっている必要がある。なお、その指定により認定NPO法人となるための要件のひとつであるPSTが免除される。		6	【NPO法人会計基準の導入促進】 NPO法人が「NPO法人会計基準」を導入できるよう支援体制を確立する。	市	優先	平成30年度まで				
8 備考(関連する他分科会の項目等)											

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-5

1 提言件名(内容)		生活圏単位での住民サービスの向上		2 担当分科会			みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成30年度まで	
4 現状	(1)行政サービスは、基本的に住民登録単位で提供されるが、現実に求められるのは、勤務先や買い物をする場所、医療機関への通院など生活圏単位での行政サービスである。しかし、現実的には、他市の生活圏へ移動するための公共交通機関の整備等が不十分である。 (2)市域から離れた市民活動団体や企業等は、相互間のつながりが薄い。また、市町村の境界を越えた市民活動団体等に対する支援が不十分な地域がある。 (3)近隣自治体の図書館でも図書が借りられる、図書館連携がおこなわれているものの、自治体間連携は極めて限られた事業だけである。	7	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題				
			1	【自治体間での基準共有】 ・住民登録と生活圏が一致しない住民が近隣自治体で予防接種等のサービスを受けようとする場合に、自治体間の費用負担が課題になった際の適切な費用負担確保のための基準を共有する。 ・行政が主体となるサービスだけでなく、NPO等市民活動団体によるサービスへの支援についても視野に入れる。	市 近隣自治体	優先	平成30年度まで					
			2	【生活圏の把握】 「広義の市民」の生活圏を把握するため、近隣自治体やNPO等市民活動団体、企業等と協力して情報収集をおこなう。	市 近隣自治体 NPO等市民活動団体 企業等	最優先	平成27年度までに着手					
5 あるべき姿	(1)「住民票が八王子にある人」だけでなく、「生活圏が八王子にある人」を含めた広い意味での市民(=広義の市民)の幸福度が向上している。 (2)市域を越えた市民活動団体等の交流や協力が活発におこなわれ、生活圏単位の協働のまちづくりが実現されている。 (3)自治体間で、住民登録している市民だけでなく、生活圏にある、サービス対象としての近隣自治体の住民に関する情報が共有されるとともにサービスが提供されている。	7	3	【市域を越えたNPO等市民活動団体等に関する情報共有】 広域的な活動をおこなうNPO等市民活動団体などについて近隣自治体と情報共有を共有し、市民に対する情報提供をおこなう。	市 近隣自治体	優先	平成27年度までに着手					
6 解決すべき課題	(1)生活圏単位での「市民」の幸福度の向上を目指すことについて、近隣自治体との目的意識の共有が必要である。 (2)生活圏にある近隣自治体の住民に関する自治体間の情報共有を継続的におこなう基盤整備が必要である。 (3)生活圏単位の行政サービスの提供について、その自治体の納税者の理解を得るためには、自治体の境界を越えた広域での負担と受益の関係を明確にする必要がある。											
8 備考(関連する他分科会の項目等)												

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号	1-6
-------	-----

1 提言件名(内容)		市民の視点に立った地方分権の推進		2 担当分科会			みんなで担う公共と協働			3 達成時期		平成30年度まで	
4 現状	(1)地方分権は近年大いに進展しつつあるが、「分権」を名目にして国が本来果たすべき責任がないがしろにされる危険性が指摘されている。 (2)地方分権の推進に関する市民の関心は高くない。 (3)市職員は、自治体の権限の範囲を与えられたものとしてとらえる傾向があることから、自治体の裁量や自律性が高まって、職員の能力が不足していると、地方分権の進展は、逆に住民福祉の後退を招く可能性がある。 (4)地方分権の推進状況を適切に評価できる指標が十分ではない。	7 課題解決のための具体的提案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題					
			1	【分権推進の意義の共有】 「分権ありき」でなく住民福祉の向上のための分権であることを出発点に、市民に分かりやすい形で地方分権推進の必要性和問題点などを伝えていく。	市	優先	平成30年度までを目安に、「行政評価市民アンケート」での地方分権に関する関心度を引き上げる	抽象的かつ専門的な議論を避けてとれない部分がある					
			2	【分権推進・分権対応ロードマップ策定】 市民への説明責任を果たすとともに、市の将来を見通した計画的な取組むのために、「地方分権の推進」「地方分権への対応」の2つの視点からロードマップを作成する。 分権推進・・・住民福祉の向上に必要な権限・財源等を確保するための働きかけ等 分権対応・・・事務量の増加等に対応できる基盤の整備	市	優先	平成30年度まで	・不確定要素が大きすぎるうえ、八王子だけの取組みでは動かせないことが多く、見通しを立てるだけでも困難である ・十分な検討をおこなったうえで策定しないと空文化する恐れがある					
			3	【分権推進・分権対応のための多様な協働】 「地方分権の推進」「地方分権への対応」に向けた研究や提言について、企業や市民活動団体等とともに共同で研究・提言等をおこなっていく研究機関を設立する。	市 市民活動団体 企業等	優先	平成30年度まで						
5 あるべき姿	(1)地方自治体が自主性を発揮しつつ、国が国民全体の最低水準の保証など本来の責任を果たしている。 (2)首長や職員はもちろん、多くの市民が地方分権に高い関心をもっている。 (3)職員は、「何が住民福祉の向上に最適か」をゼロベースで考え、必要と判断した場合に、現在の枠組みそのものを変えていく気概と発想をもっている。また、国や都の職員に負けない法務・政策立案能力を身につけている。 (4)市は、地方分権の進捗状況の管理や市民への説明責任を果たすため、目標と進捗度を比較することで地方分権の推進度を把握している。	7 課題解決のための具体的提案	4	【分権に対応できる体制・環境の整備】 地方分権に伴う事務の増加・複雑化に対応できる基盤をつくる。例えば職員の法務・政策立案能力向上等について、分権化への対応と関連づけて目標設定をおこなう。	市	最優先	平成27年度まで						
			6 解決すべき課題	(1)地方自治体に対する十分な権限とそれを裏付ける税源の移譲が必要である。また、交付金・補助金についても、地方の自主性を阻害しない形の見直しが必要がある。 (2)地方分権の推進が必ずしも住民福祉の向上に直結するものではないことから、「そもそも地方分権のメリットは何か」から議論を喚起する必要がある。 (3)全職員が市民の視点に立った地方分権を推進するという意識をもつとともに、法務・政策立案能力を継続的につちかうしくみが必要である。 (4)地方自治体としての地方分権の推進に係る具体的な目標設定が必要である。また、具体的なスケジュールを明らかにすることが望ましい。									
8 備考(関連する他分科会の項目等)													

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-7

1 提言件名(内容)		「みんなで担う公共」の考え方にに基づく自治体行政運営の推進		2 担当分科会		みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成27年度まで	
4 現状		7 課題解決のための 具体的提案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題			
			1	<p>【「みんなで担う公共」の考え方にに基づく自治体行政運営の推進】</p> <p>「みんなで担う公共の考え方」に基づき、自助、共助、公助の役割分担のもと、市民とともに支え合うまちづくりを各施策で推進する。</p> <p>「みんなで担う公共の考え方」：市民、行政、町会・自治会、NPO等市民活動団体、大学、企業等すべての主体が公共的課題解決の役割を担うというもの。</p>	<p>市 市民 町会・自治会 NPO等市民活動団体 大学 企業等</p>	最優先	平成27年度まで				
			2	<p>【行財政改革の視点を盛り込んだ行財政運営の推進】</p> <p>行財政運営の推進に当たり、「みんなで担う公共」の考え方を踏まえるとともに、行財政改革を実施する。</p>	市	最優先	平成27年度まで				
			3	<p>【権限をもった課題調整部署の設置】</p> <p>新総合計画をスタートさせるに当たり、組織改正がおこなわれる場合には、複数部署間に渡る課題を調整できる権限をもった組織を設置する。</p>	市	最優先	平成27年度まで				
5 あるべき姿											
	<p>(1)社会・経済情勢等を踏まえた身の丈に合った行政運営が実施されている。</p> <p>(2)新総合計画に基づく行政運営は、行政のみではなく、さまざまな団体が公共サービスの領域を担っている。</p>										
6 解決すべき課題											
	<p>(1)市民、町会・自治会、NPO等市民活動団体、大学、企業等は公共サービスの受け手から担い手になる必要がある。</p> <p>(2)これからの八王子の市民と市によるまちづくりの方向性と具体性を明確にする必要がある。</p>										
8 備考(関連する他分科会の項目等)		すべての施策									

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1 - 8

1 提言件名(内容)		これからの自治体職員に求められる資質の向上		2 担当分科会	みんなで担う公共と協働			3 達成時期	平成30年度まで
4 現状		No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題		
			(1)法令に基づき適切に業務が執行されている。 (2)組織の縦割り意識が払拭されていない。	1	【これからの自治体職員像の明確化】 これからの行政マンとしての自治体職員に求められる資質を掲げ、新たな人事・人材育成戦略を明確にする。特に、職員も市民であり、市民として、地域活動を積極的におこなう、地域に根ざした職員像を理想像に掲げる。	市	最優先	平成27年度まで	
5 あるべき姿		7 課題解決のための具体的提案	2	【地域担当職員制度の導入】 職員の居住者リストを作成し、職員一人の市民の立場で地域ごとの行事、災害訓練等の実施に協力し、絆づくりの一助とする。また、職員と町会・自治会、NPO等市民活動団体等との連携を強化する。	市 町会・自治会 NPO等市民活動団体	優先	平成30年度まで	町会・自治会、NPO等市民活動団体等との調整	
			3	【新しい派遣研修の導入】 NPO等市民活動団体、企業、指定管理者への派遣研修や自ら派遣先を探して研修実地訓練をおこなう研修などを実施する。	市	優先	平成30年度まで	NPO等市民活動団体、企業との調整	
			4	【新たな人事給与と制度の導入】 国の公務員制度改革を踏まえて、信賞必罰の人事制度の本格運用を開始する。また、仕事を通じて育成をはかるため、人事異動のサイクルを再検討する。	市	優先	平成30年度まで		
6 解決すべき課題			5	【プロ職員の育成】 担当職務に精通することに加えて、市民の課題を組織横断的に解決できるプロ職員としての人材を育成する。	市	最優先	平成27年度まで		
8 備考(関連する他分科会の項目等)									

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-9

1 提言件名(内容)		歳入の確保とムダな歳出の削減による健全財政の実現		2 担当分科会		みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成30年度まで	
4 現状		7 課題解決のための具体的提案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題			
			1	<p>【計画的施設管理の推進】 市施設の長期修繕計画は既に策定されているものの、財源を有効に使う取組みとして、技術革新等を踏まえ、建物等の耐用年数を再延命する。</p>	市	優先	平成30年度まで				
			2	<p>【学校教育施設等の共用活用の推進】 多くの小学校等の教室、体育館等を生涯学習施設として有料で貸し出すなど、学校教育施設等の共用活用を実施する。</p>	市	優先	平成30年度まで	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が学校教育施設を利用することから、セキュリティ対策が必要である ・使用料の算出基準を作成する必要がある 			
			3	<p>【民間委託の再推進】 ごみ収集、保育園、学校給食、道路補修業務等を企業やNPO等に担ってもらうなど、民間団体等への委託化への再推進をはかる。</p>	市	優先	平成30年度まで				
			4	<p>【寄附文化の定着】 ふるさと納税者に対して、「(仮称)ふるさと倶楽部」を設け、その回数などに応じて表彰するなど、寄附を評価するしくみを構築する。</p>	市	優先	平成30年度まで				
5 あるべき姿			5	<p>【負担と義務の適正化】 ・施設使用料の適正化をはじめ、受益者負担のあり方を再検討する。 ・滞納処分を積極的に推進する。</p>	市	最優先	平成27年度まで	施設利用者の理解が必要である			
6 解決すべき課題											
8 備考(関連する他分科会の項目等)											

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号	1-10
-------	------

1 提言件名(内容)		窓口サービスの向上		2 担当分科会		みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成34年度まで		
4 現状	<p>(1)昔に比べると窓口での対応が良くなっていると感じている市民が増えているが、まだ十分ではなく、市民の注目度が高いサービスであるにも関わらず満足度は低い。</p> <p>(2)必要とする手続きや相談のために、どの窓口に行けば良いのか分かりにくい、窓口をたらい回しにされるといった不満は、今も存在する。</p> <p>(3)窓口サービスに寄せられる市民の声が所管ごとの分類しかされておらず、体系的に整理されていないことから、その後の窓口サービスの向上につながっていない。</p> <p>(4)八王子市は市域が広く、すべてのエリアを本庁がカバーするのは、無理がある。</p> <p>(5)市民が求める情報が市民部事務所などで十分に提供されていない(協働に関する情報など)。</p>	No	(1)提案事項		(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題				
			1	【コールセンターの導入】 電話での問い合わせや行事・催しなどへの参加申込に対応するコールセンターを導入する。		市	最優先	平成27年までに導入	費用対効果について検証が必要			
			2	【「(仮称)窓口サービス検証制度」の導入】 窓口サービスの検証や改善方策を検討する「(仮称)窓口サービス検証制度」を導入する。		市	段階的实施	平成34年までに段階的導入	検証制度の導入方法(第三者によるものとするか、あるいは別の形式にするか)			
			3	【総合事務所の設置】 本庁舎の窓口サービスを補完するため、「総合事務所」を必要な地域に設置し、市民課の機能だけでなく、協働に関心をもつ市民に対して協働に関する情報を提供するなどの機能を整備する。		市	段階的实施	平成34年までに段階的導入	総合事務所で提供する情報の種類の方法			
5 あるべき姿	<p>(1)総合的な窓口案内により、市民は窓口で必要なサービスを効率的・効果的に利用している。</p> <p>(2)電話での問い合わせに対して、迅速に対応されている。</p> <p>(3)窓口サービスの満足度や問題点が定期的に検証され、継続的に改善がはかられている。</p> <p>(4)総合的な窓口機能をもつ「総合事務所」が設置され、市民は生活に身近な場所で窓口サービスを利用できる。</p> <p>(5)本庁へ足を運ばなくても、市民部事務所でも市民が必要とする情報が提供されている。</p>	7 課題解決のための具体的提案										
6 解決すべき課題	<p>(1)窓口サービスに不満をもっている人の意見を収集し、分析することで、どういった点に不満をもっているのかを研究し、サービスの向上につなげる必要がある。</p> <p>(2)窓口サービスにおいて、高齢者や障害者などに十分な配慮がなされているか検証をおこなう必要がある。</p> <p>(3)電話での問い合わせに対し、たらい回しにすることなく、迅速に対応する必要がある。</p> <p>(4)現在の市民部事務所は総合事務所、地域事務所をはじめ、市民課の窓口の延長という意味合いが強く業務も限定的であるため、市民が求める情報(例えば、協働に関する情報)を提供するといった機能を拡充する必要がある。</p>											
8 備考(関連する他分科会の項目等)												

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-11

1 提言件名(内容)		2 担当分科会		3 達成時期			
まちづくりに関する情報発信・情報共有の推進		みんなで担う公共と協働		平成34年度まで			
4 現状	No	(1)提案事項		(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題
		<p>(1)行政情報に関しては、市から公表される情報は決定した事項が大半である。また、個人の情報環境などにより、必要な行政情報の入手が容易でない場合がある。このため、八王子の将来像や課題などについて市民による認識が難しい状況にある。</p> <p>(2)市が主催する行事などに参加を希望する場合、申込みの手続きが煩雑である。</p> <p>(3)市民活動情報を市民が入手することは容易ではなく、その結果、市民活動に参加することが難しい状況にある。</p> <p>(4)八王子の地域情報に関しては、無料情報誌の充実など、整備が進んでいる。</p>		1	<p>【広報紙の充実】 個人の情報環境(ITの有無など)に左右されずに全市民に届いている基礎的な広報媒体である広報紙を市民に親しめるものにするための充実をはかる。</p>	市	段階的実施
5 あるべき姿	7	2	<p>【まちづくりの課題などを共有する情報発信の充実】 市は市民と情報を共有し、市民のまちづくりへの主体的な参加を後押しするために、決定事項や行事のお知らせなどの情報発信に加えて、市が直面している課題などを広報紙などで積極的に発信する。</p>	市	最優先	平成27年度から年2回を目途にまちづくりの課題などを広報紙で発信する	発信する課題の選定
	課題解決のための具体的提案	3	<p>【NPO等との連携による情報の発信・共有】 情報にアクセスする手段が少なかったり、情報を十分に活用できない高齢者や障害者など一人でも多くの市民に日常的に情報が伝達できるよう、町会・自治会、NPOや福祉事業者との連携を図りつつ、情報発信・情報共有をおこなう。</p>	市 町会・自治会 NPO 福祉事業者	段階的実施	平成34年度までに行政評価などのアンケートで「市政情報を入手しやすい」と思う市民の割合を95%に引き上げる	一つの情報についてNPO等の複数の伝達経路を使用して周知する場合の費用対効果を検証する必要がある
4		<p>【対話型広聴活動の充実】 タウンミーティングは、一定の期間の開催となっているが、それ以外の時期にタウンミーティングと異なる手法を検討し、市民と行政が直接対話する機会の拡充をはかる。</p>	市	優先	平成30年度までに直接対話をする集会などを通年で実施		
6 解決すべき課題	5	<p>【シティプロモーションの実行】 市の都市ブランド価値の向上を目的に、地域の魅力を創造し、それらを市内外に発信する戦略的なプロモーション活動を実施する。</p>	市 商工会議所等	最優先	平成27年度までに実施	シティプロモーションの成果の測定方法	
	<p>(1)市の広報紙やホームページなどの情報媒体の質・量を充実させる必要がある。</p> <p>(2)従来の「お知らせ型情報発信」に加えて、市が直面している課題などの積極的発信に関する市職員の意識改革が必要である。</p> <p>(3)市民の意見を聴く事業を充実させる必要がある。</p> <p>(4)情報発信を、市民のまちづくりへの参加につなげる必要がある。</p> <p>(5)市民活動情報の発信機会を充実させる必要がある。</p> <p>(6)市内外に八王子市をPRするための戦略的な情報発信・情報共有が必要である。</p>						
8 備考(関連する他分科会の項目等)		生活・共助分科会、産業分科会					

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号	1-12
-------	------

1 提言件名(内容)		公文書検索システムの整備		2 担当分科会		みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成30年度まで	
4 現 状		7 課 題 解 決 の た め の 具 体 的 提 案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題			
			1	【公文書データベースの整備】 市民が公文書を検索するための検索データベースを整備する。	市	優先	平成30年度までに実施	データベース構築に必要な費用			
			2	【公文書データベースの周知】 公文書の検索データベースの利用方法などについて市民に周知する。	市	優先	平成30年度までに実施				
5 あ る べ き 姿			市で保管されている公文書の件名を市民が容易に検索することができるデータベースが整備されている。								
6 解 決 す べ き 課 題			簡易な検索方法を考える必要がある。								
8 備考(関連する他分科会の項目等)											

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号	1-13
-------	------

1 提言件名(内容)		市民のための電子自治体の推進		2 担当分科会			みんなで担う公共と協働		3 達成時期		平成34年度まで	
4 現 状		7 課 題 解 決 の た め の 具 体 的 提 案	No	(1)提案事項	(2)担い手	(3)優先度	(4)目標など	(5)提案実現への課題				
			1	<p>【インターネットを活用した市民参加の場の整備】 インターネット上で広く展開している会議室、掲示板等のサービスを利用した市民参加の場を提供し、市民活動に関する議論等をインターネット上に公開することで、政策形成過程の透明性を確保する。</p>	市 市民	優先	平成30年度 までに実施	掲示板の存在を周知させる方法や会議室、掲示板の運営主体の検討				
			2	<p>【検索結果の分析による市民ニーズの把握】 市民がどのような情報を求め、また興味があるか等を把握するために、大学や企業と連携して、市民のホームページの検索結果を分析する。</p>	市 大学 企業	優先	平成30年度 までに実施					
			3	<p>【ライフイベント別電子申請環境の整備】 出生や婚姻などのライフイベントごとに一括して各種手続を済ませることができる電子申請のしくみをつくる。</p>	市	段階的実施	平成34年度 までに完成	電子申請のしくみをつくるに当たってのシステム整備の費用と期間				
5 あ る べ き 姿		7 課 題 解 決 の た め の 具 体 的 提 案	4	<p>【インターネット利用による受給資格などの確認】 本人に対して付与されるID等を利用し、市役所へ足を運ばなくとも申請に必要な書類の種類や受給資格の有無がインターネットで確認できる。</p>	市	段階的実施	平成34年度 までに完成	ID・パスワードの管理方法やシステム構築に要する費用と期間				
6 解 決 す べ き 課 題												
8 備考(関連する他分科会の項目等)												

新基本構想・基本計画素案策定「市民会議」施策提言シート

シート番号 1-14

1 提言件名(内容)		市民による「市民会議素案の具体的提案」実現の検証と外部評価の拡充		2 担当分科会		みんなで担う公共と協働			3 達成時期		
4 現 状		7 課 題 解 決 の た め の 具 体 的 提 案	No	(1) 具体的提案事項	(2) 担い手	(3) 優先度	(4) 目標など	(5) 具体的提案実現への課題			
			1	<p>【「(仮称)継続フォローのための検証委員会」の設置】</p> <p>・市民会議からの具体的提案が実現したかを検証するため、市民による「(仮称)継続フォローのための検証委員会」を設置する。</p> <p>・また、次期市民会議による新たな基本構想・基本計画素案づくりの際に、次期市民会議にそれまでの具体的提案の検証結果を引き継ぎ、素案作成のための検討材料としていく。</p>	市 市民	最優先	平成27年度から継続的に実施	検証委員会設置に当たっては、「市民参加条例」における市民参加手法や審議会などの市の附属機関との位置づけを整理する必要がある			
			2	<p>【外部評価委員会による検証の拡充】</p> <p>毎年度、市の事業を評価する外部評価委員会における公募市民の参加枠(平成23年度は3名以内)を増やし、外部評価の拡充をはかる。なお、対象評価事業が多いため、新総合計画の分野別の分科会形式とする。</p>	市 市民	最優先	平成27年度から継続的に実施	計画期間が10年という長期間であることから、評価の継続性を考慮する観点で踏まえながら、外部評価公募市民委員の任期を検討する必要がある			
			3	<p>【検証結果の公表】</p> <p>「(仮称)継続フォローのための検証委員会」の検証結果について、市民に分かりやすく公表する。また、行政評価についても市民に分かりやすいように工夫するとともに、市民対象の報告会をおこなう。</p>	市	最優先	平成27年度から継続的に実施				
5 あ る べき 姿	<p>(1)市民会議の新たな基本構想・基本計画素案に盛り込まれた具体的提案(以下、このシートにおいて「市民会議からの具体的提案」という。)が実現に至るまでのプロセスが、市民に分かりやすく提供されている。</p> <p>(2)市民会議からの具体的提案が実現された後も、市民による検証がおこなわれるなど、市民参加が成熟し、「新しい公共」が推進されている。</p>										
6 解 決 す べき 課 題	<p>(1)市民会議からの具体的提案が、実現に至るプロセスを検証し、事業化が実効的に確保されるしくみを確立する必要がある。</p> <p>(2)市民参加が成熟していくためには、議会や市の附属機関との役割分担を踏まえながら、協働のためのしくみの拡充が必要である。</p>										
8 備考(関連する他分科会の項目等)											

「新しい公共」宣言 要点（「新しい公共」円卓会議による提案）

- ◇ 「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。（次ページの「イメージ図」参照。）
- ◇ 「新しい公共」の主役は国民である。国民自身が、当事者として、自分たちこそが社会を作る主体であるという気持ちを新たに、ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本だ。ひとりでは到底解決できないような大きな社会問題は多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが大事なのだ。
- ◇ 企業も「新しい公共」の重要な担い手である。企業は、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげるとともに、持続可能な社会の構築に貢献することにより、「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を実現することが可能なはずだ。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることのみが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、「経済的リターン」と「社会的リターン」を同時に生み出すことができない状況も起きている。「新しい公共」を考えることは、資本主義のあり方を見直す機会でもある。一方、NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体が継続的な活動を行える仕組みを作る事は、よりよい社会を構築するための多様性を確保するという視点から重要である。
- ◇ 「新しい公共」を実現するには、公共への政府の関わり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要である。政府は、思い切った制度改革や運用方法の見直し等を通じて、これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、「国民が決める社会」を作る。
 - ・税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進め、特に、円卓会議における総理からの指示（税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人）を踏まえて検討を進める事を強く期待する。
 - ・関係各省庁の壁を乗り越え、「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る事、および、政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要。
 - ・国や自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成について、依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設することが必要。
 - ・公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資の推進をすることが望まれる。
- ◇ 「新しい公共」が作り出す社会は、すべての人に居場所と出番があり、みな人が役に立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、ひとびとの生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。
- ◇ なお、今後の政府等の対応などをフォローアップし、また、「新しい公共」について引き続き議論をする場を設けることが望ましいと考える。

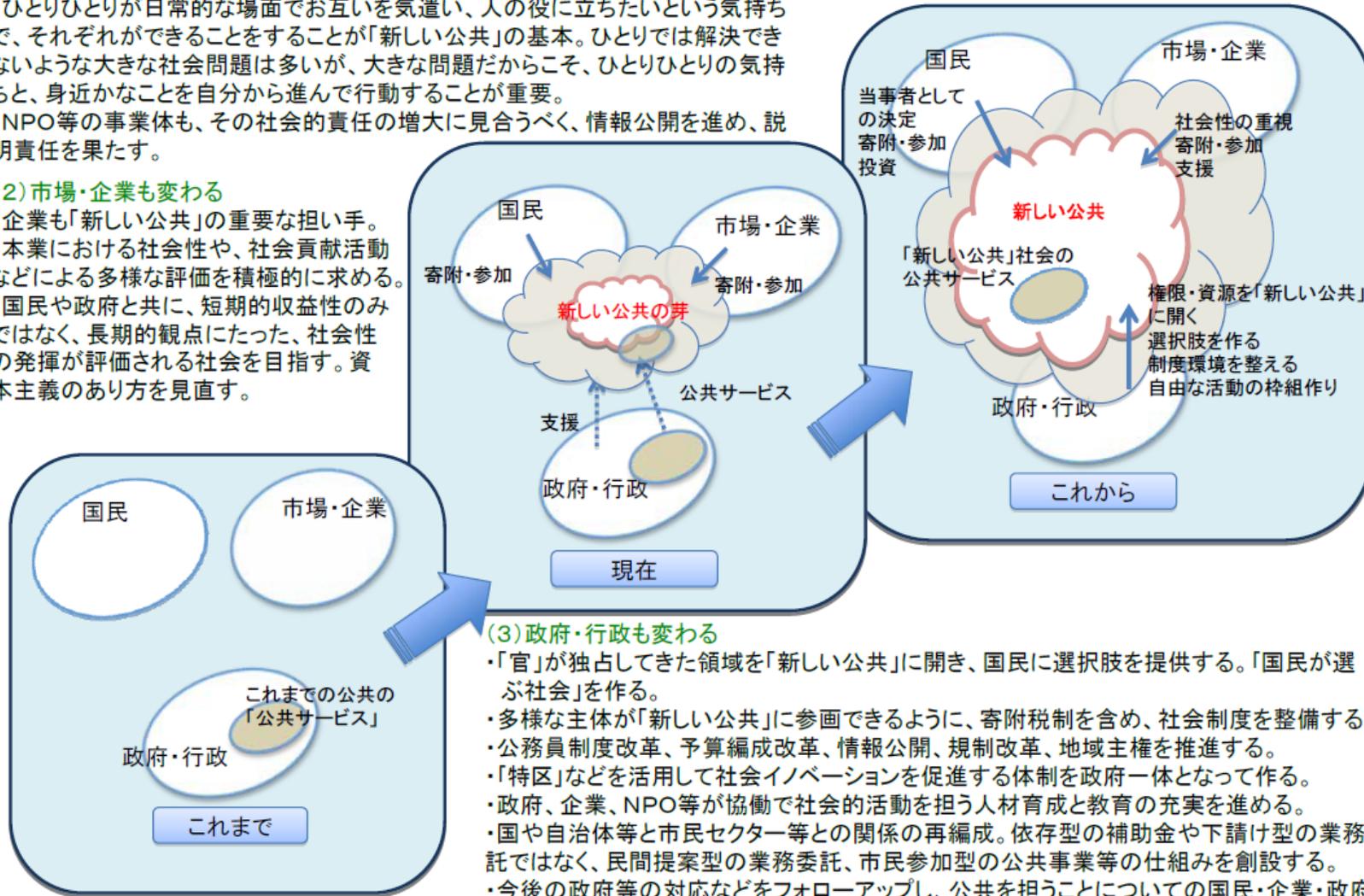
「新しい公共」のイメージ図

(1) 国民も変わる

- ・「お上依存」から、自らが選択する当事者へ。
- ・自らが当事者だという気持ちをもって行動する。
- ・ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本。ひとりでは解決できないような大きな社会問題が多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが重要。
- ・NPO等の事業体も、その社会的責任の増大に見合うべく、情報公開を進め、説明責任を果たす。

(2) 市場・企業も変わる

- ・企業も「新しい公共」の重要な担い手。
- ・本業における社会性や、社会貢献活動などによる多様な評価を積極的に求める。
- ・国民や政府と共に、短期的収益性のみではなく、長期的観点にたった、社会性の発揮が評価される社会を目指す。資本主義のあり方を見直す。



(3) 政府・行政も変わる

- ・「官」が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、国民に選択肢を提供する。「国民が選ぶ社会」を作る。
- ・多様な主体が「新しい公共」に参画できるように、寄附税制を含め、社会制度を整備する。
- ・公務員制度改革、予算編成改革、情報公開、規制改革、地域主権を推進する。
- ・「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る。
- ・政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進める。
- ・国や自治体等と市民セクター等との関係の再編成。依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設する。
- ・今後の政府等の対応などをフォローアップし、公共を担うことについての国民・企業・政府等の関係のあり方について引き続き議論をする場を設ける。

